

シルバー保険について

(公社)塩釜市シルバー人材センター

当センターに会員として登録された皆様が、センターの仕事に就かれましてもそれは就職ではありませんので、会員とセンターまたは会員と発注者との間に雇用関係は生じません。

したがって、センターの会員として、就業中万一事故が起きた場合労災保険などの適用はありません。

そこで、センターでは全会員を対象としたシルバー保険(「シルバー人材センター団体傷害保険」)に加入していますが、常に事故を起こさない様に、事故にあわない様に気をつけてください。

シルバー保険のあらましは、下記のとおりです。

記

1 保険金給付対象の事故(故意による事故、持病等は対象外)

(1) センターの会員として就業中の傷害事故

ただし、会員の住居で仕事に従事している間を除きます。

(2) センター会員として仕事場への往復途上の傷害事故。

ただし、通常の経路を外れた場合を除きます。

2 保険金の給付内容

(1) 死亡保険金 (最 高) 900万円

(2) 入院保険金 (180日) 日 額 3,000円

(3) 通院保険金 (90日) 日 額 2,000円

3 事故が発生した場合は、直ちにセンターは届け出てください。

承 諾 書

上記について承諾いたしました。

平成 年 月 日

公益社団法人塩釜市シルバー人材センター

理事長 平山 日出子 様

本人住所 _____

氏名 _____ (印)

家族住所 _____

氏名 _____ (印)